

J R不採用問題の早期解決に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成19年3月27日

提 出 者

13番 桜井 和実

9番 本間 まさよ

16番 大野 まさき

18番 砂川 なおみ

19番 川名 ゆうじ

武蔵野市議会議長 山下 倫一 殿

J R 不採用問題の早期解決に関する意見書

昭和62年の国鉄分割・民営化に際し、J R 各社への移行に伴って発生した職員の不採用問題については、平成元年8月の東京都地方労働委員会命令を含め、各地方労働委員会、中央労働委員会が不当労働行為と認定し、救済命令を発した。

しかし、平成15年12月に最高裁第一小法廷は、日本国有鉄道改革法第23条により、J R には責任を問えないとしてこれを取り消した。

この最高裁判決によって、不当労働行為事件は、法的には一応の決着がつけられたが、1,047名の不採用問題は、解決されないまま今日に至っている。

平成16年6月にはILO（国際労働機関）が日本政府に対し、「問題解決のため、政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める。」と6度目の勧告を出していることなど、問題発生からすでに20年近くが経過し、不採用のままとなっている当時の職員も高齢化しているため、人道的見地に立って速やかに現実的な問題解決を図ることが必要である。

よって武蔵野市議会は、国会及び政府に対し、J R 不採用問題の早期解決に向けて、関係者に働きかけるなど、一層努力するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

あて